

■議案第37号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【要旨】

平成27年度国民健康保険事業特別会計予算を計上するにあたり、不足する財源を賄う国保税額に改定するため、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

【改定の内容】

平成27年度より国保税額を下記のとおり改定します。

区 分		現在の税額	改定税額(案)	備 考
基礎課税分 (医療分)	所得割額	7.1%	7.9%	0.8%の増
	均等割額	12,500 円	16,000 円	3,500 円の増
	平等割額	15,800 円	19,800 円	4,000 円の増
後期高齢者支援 金等課税分 (後期分)	所得割額	3.3%	3.4%	0.1%の増
	均等割額	5,000 円	6,400 円	1,400 円の増
	平等割額	6,300 円	7,000 円	700 円の増
介護納付金課税 分 (介護分)	所得割額	2.6%	2.7%	0.1%の増
	均等割額	8,000 円	改定なし	—
	平等割額	5,000 円	改定なし	—

(※) 所得割額は、算定する率

【国保税改定の必要性】

(1) 国保税収入および基金等の推移

国保会計においては、その年に予想される支出額（主に療養給付費や高額療養費等）から、国などの補助金、交付金を差し引いた分を国保税で賄うようになっています。

しかし、不足分を全て国保税で賄うことは、被保険者の著しい負担増を強いることになるため、四万十町においては、合併時から国保財政調整基金や一般会計からの繰り入れで国保税の不足分を補い、被保険者の負担を抑えてきました。

また、財政調整基金については、安定した財政運営のため一定額を確保する必要がありますが、毎年取り崩され、平成26年度末で残高は、5,000 万円ほどとなる見込みとなっています。

国保税及び基金等の推移

単位：千円

	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26(見込)
国保税	444,606	412,261	398,388	362,436
法定外繰入	46,069	52,349	70,000	40,000
基金繰入	0	60,000	70,000	151,938
基金残額	331,193	271,805	202,482	50,544

(2) 国保税を改定しない場合の平成27年度国保会計

国保税額を平成26年度と同じとした場合、平成27年度国保会計は下表のとおりとなり、基金は底をつき6,000万円ほどの不足が生じることが試算されています。

平成27年度 国保会計（改定なしの場合）		単位：千円	
歳入		歳出	
国保税	353,610	保険給付費	1,829,319
国県支出・交付金等	2,353,402	後期支援金	313,004
基金繰入	50,544	介護納付金	133,966
一般財源からの繰入	40,000	共同事業費	658,399
その他	221,689	その他	145,312
歳入合計①	3,019,245	歳出合計②	3,080,000
差引①-②			▲60,755

(3) 一般財源繰入額増と国保税改定した場合の平成27年度国保会計

国保税については、介護分を除いて平成18年合併以来改定を行わず、基金の取り崩しや、一般会計から一定額の法定外繰入を行い、財源不足を補ってきました。

しかし、基金も少なくなり、これまでの方法では、(2)の試算のとおり、予想される支出を賄うべき必要な財源確保が難しい状況となっています。また、基金が不足すると緊急時の支出に対応できないなど、安定した国保会計の運用が望めなくなります。

そのため、平成27年度においては、被保険者の著しい負担増を避けるため、法定外繰入を4,550万円増額し8,550万円にするとともに、不足分は、国保税改定により被保険者負担をお願いし、財源不足の解消を図ります。また基金取り崩しを抑制して、国保会計の安定運用を図ります。

平成27年度 国保会計（改定した場合）		単位：千円	
歳入		歳出	
国保税（※）	395,619	保険給付費	1,829,319
国県支出・交付金等	2,353,402	後期支援金	313,004
基金繰入	10,623	介護納付金	133,966
一般財源からの繰入	85,500	共同事業費	658,399
その他	234,856	その他	145,312
歳入合計①	3,080,000	歳出合計②	3,080,000
差引①-②			0

(※) 国保税改定で約4,200万円の増収が必要

(4) 国保税改定(案)の内容

本来、単年度実質収支の赤字分は、国保税で補うことが基本となっていますが、被保険者の急激な負担増を避けるため、次のことを基本に国保税額の見直しを行いました。

- ① 被保険者の急激な負担を抑えるため、一般財源の繰り入れを増額することで平成27年度の税負担増額分を4,200万円とします。
- ② 所得に応じて負担を求める「応能割」と、受益の大きさ(世帯内の被保険者数や世帯単位)で負担を求める「応益割」の負担割合は、地方税法に規定する標準割(50対50)に近づけた負担とします。

上記の点を考慮した結果、新しい税額、負担割合及び基金残額は、以下のとおりとなりました。

① 税額の比較

現状：(平成26年度)

単位：円

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	7.1%	12,500	15,800
後期分	3.3%	5,000	6,300
介護分	2.6%	8,000	5,000



改正(案)：(平成27年度～)

単位：円

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	7.9%	16,000	19,800
後期分	3.4%	6,400	7,000
介護分	2.7%	8,000	5,000

② 負担割合の比較

現状：(平成26年度)

単位：%

区分	応能	応益	
	所得割	均等割	平等割
基礎分	53.9	27.1	19.0
後期分	56.2	25.7	18.1
介護分	47.7	34.6	17.7



改正(案)：(平成27年度～)

単位：%

区分	応能	応益	
	所得割	均等割	平等割
基礎分	50.5	29.2	20.3
後期分	52.2	29.6	18.2
介護分	50.9	32.4	16.7

○応益割の負担割合について

応益割内の「均等割」(世帯の被保険者数)と「平等割」(世帯単位)の標準割合は、35対15となっています。現時点で応益割内の比率を標準割合に近づけると、子育て世帯など世帯員数が多い世帯への負担が急激に大きくなります。

そのため、今回の改正では、世帯員数が多い世帯への急激な負担増加を回避するため、全体で負担するよう均等割の増加を抑えた負担割合としました。

【根拠法】

○地方税法（昭和25年7月31日号外法律第226号）

（国民健康保険税）

第713条の4 国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下この条において「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）の分賦金とする。次項において同じ。）に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除くものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の分賦金を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の後期高齢者支援金等の納付に要する費用の分賦金とする。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、介護納付金の納付に要する費用（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の介護納付金の納付に要する費用の分賦金とする。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

3 国民健康保険税の標準基礎課税総額は、当該年度の初日における被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の総額の見込額から当該療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の百分の六十五に相当する額並びに当該年度分の前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額から当該費用

に係る国の負担金の見込額を控除した額の合算額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下この項において「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、当該前期高齢者交付金を控除した額）（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該合算額のうち当該市町村の分賦金の額）とする。

- 4 前項の標準基礎課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準基礎課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

（省略：4 方式）		
所得割総額、資産割総額、 被保険者均等割総額及び 世帯別平等割総額	所得割総額	100 分の 50
	被保険者均等割総額	100 分の 35
	世帯別平等割総額	100 分の 15
（省略：2 方式）		

- 5 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち基礎課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。